

3 「燃えにくい建物」とは？

建物の「火災に対する強さ（耐火性能）」は右の4つに分類されます。

街に「耐火建築物」や「準耐火建築物」のような「燃えにくい建物」の割合が増えると、震災等で火災が発生した場合、燃え広がりが遅くなることにより次のような効果が高まります。

- 消火・救助活動の時間や安全に避難する時間が確保できる。
- 市街地大火が起こる可能性が低くなり、地区全体の防火性が向上する。

火災に対する強さ

↑

強

弱

燃えにくい建物

耐火建築物
→鉄筋コンクリート造など

準耐火建築物
→鉄骨造・木造3階建てなど

防火木造の建築物
→木造モルタルの建物など

それ以外の建築物

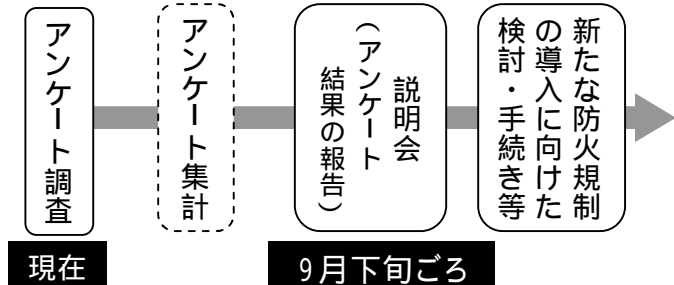
準耐火建築物として一定基準を満たせば木造で建築することも可能です。

準耐火建築物の例

今後の予定

アンケート調査を踏まえ、区で「新たな防火規制」の導入について検討します。

今後、アンケート結果の報告を兼ねた「新たな防火規制」の導入に関する説明会を、9月下旬ごろに開催する予定です。詳しい日程が決まりましたら、お知らせします。



(切り取り線)

郵便はがき

1 5 4 8 7 6 6

219

料金受取人払郵便

世田谷局承認

4219

差出有効期限
平成26年9月30日まで
(切手不要)

世田谷区世田谷総合支所 街づくり課 行

アンケート調査の返送のお願い

ハガキ裏面の設問にお答えの上、ご返送いただきますようお願いいたします。

【締切】

8月22日(金)

【返送方法】

(切り取り線)でハガキを切り取り、以下のいずれかの方法でお送りください

- 郵便ポストへ投函(切手不要)
- ファクシミリ(03-5432-3055)
- 窓口へ持参
(平日8:30から17:00まで)

この通信は、対象地区にお住まいの皆様・土地建物所有者の皆様へ、世田谷区からお送りしています。

■ お問い合わせ先 ■

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-22-33
電話：03-5432-2872(直通)
FAX：03-5432-3055(担当：岩本、内田、伊藤)

～世田谷区からのお知らせ～

経堂二・三丁目、宮坂三丁目地区

防災街づくり通信

お経ちゃん(経堂地区キャラクター)

第1号
(平成26年8月)

【発行】世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課

安全に安心して暮らせる街の実現に向けて

震災時の火災の延焼に強い街にするために

皆さまがお住まいの地区(経堂二・三丁目、宮坂三丁目)は、東京都が平成25年9月に公表した「地震に関する地域危険度測定調査(第7回)」(1)において、地震の揺れによる災害時活動困難度を考慮した火災危険度(2)が、経堂二丁目が4、経堂三丁目・宮坂三丁目は3にランクされています。世田谷区内には、5にランクされている地区はなく、4にランクされている地区は7ヶ所あり、比較的、震災時における火災の延焼危険度の高い地域といえます。

今回、世田谷区では、この地区をより一層震災時の火災の延焼に強い街にすることを目的として、皆さまのご意見を踏まえながら「新たな防火規制」の導入を検討していきます。

つきましては、アンケート調査を実施しますので、ぜひ皆さまのご意見をお聞かせください。

「新たな防火規制」の導入を検討する区域

- 経堂二丁目全域
- 経堂三丁目全域
- 宮坂三丁目全域

地区街づくり計画区域

地区計画区域

1 地域危険度測定調査……

東京都が東京都震災対策条例に基づき、おおむね5年毎に地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査するものであり、市街地特性をもとに、建物倒壊危険度、火災危険度等の指標により地域の危険度を測定している。

2 災害時活動困難度を考慮した火災危険度……

地域の火災危険度および地震の揺れに起因する火災の発生による避難や消火・救助等の災害時活動の必要性に対し、道路幅員等の道路整備状況を考慮して、危険性を測定したものの。危険度のランクは1～5の5段階に分けられ、数字が大きいくほど、危険度が高い。

アンケート調査にご協力ください！(2～3頁)

震災時の火災の延焼に強い街づくりを検討する基礎資料とします。

「新たな防火規制」の導入を検討します

1 災害時の火災の延焼が危険

今後30年の間に首都直下でマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は70%と想定されています。また、首都直下の大地震では、同時多発的に発生する火災の延焼による被害の危険性が高いことが指摘されています。

皆さまがお住まいの地区は、広幅員の道路が十分に整備されないまま市街化が進み、木造の建物が多く立地しています。震災等により発生した火災が燃え広がりやすく、広範囲に大きな被害を受ける可能性があります。

こうした被害を未然に防ぐためには、個々の建物の耐火性能を高めることにより、「火を出さない」、「火をもらわない」、「火災の延焼に強い街」にしていくことが重要です。

火災の延焼による被害
(平成7年1月 阪神淡路大震災)



2 「新たな防火規制」とは？

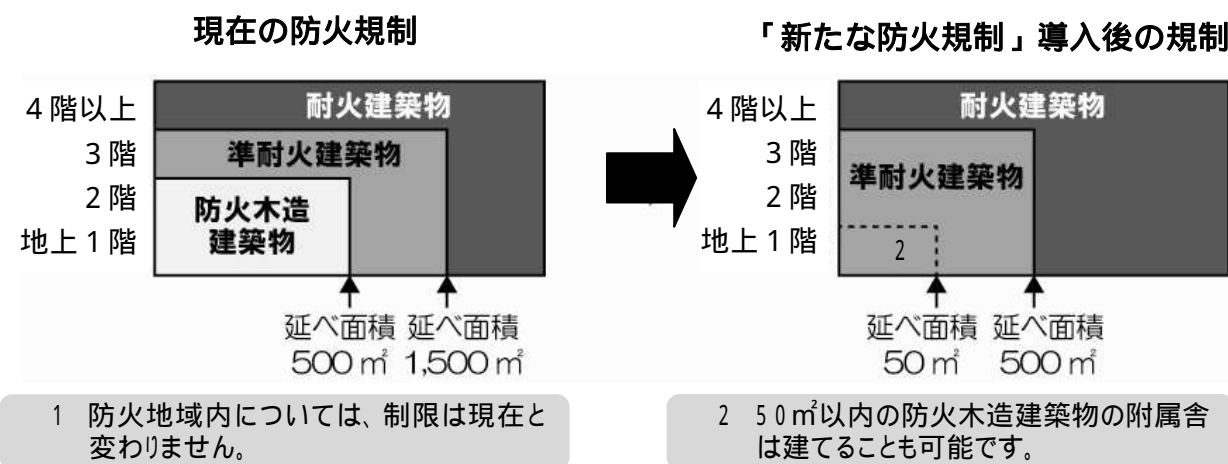
「新たな防火規制」とは、建物を新築や建て替えをする際に「燃えにくい建物」である“耐火建築物又は準耐火建築物”にする、東京都建築安全条例の規定に基づく制度です。

皆さまがお住まいの地区は、現在都市計画により、新築や建て替えをする際に一定の耐火性能が求められています。今後「新たな防火規制」を導入すると、その後に建てられる建物は原則として全て“耐火建築物又は準耐火建築物”となり、地区全体の防災性がさらに向上します。

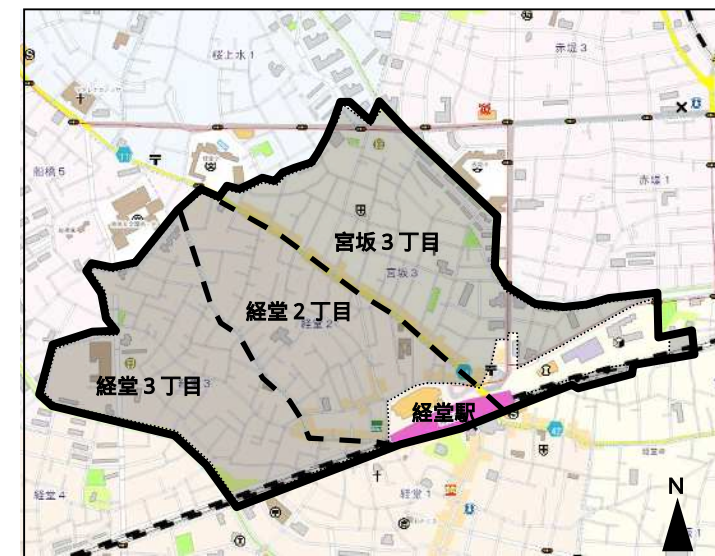
世田谷区では、災害時の火災延焼の危険性が高い地区において、「新たな防火規制」を導入し、個々の建物の耐火性能の底上げを図り、「火災の延焼に強い街」を実現することが急務と考えています。すでに、平成20年より太子堂四丁目地区をはじめ、10の地区で「新たな防火規制」を導入しています。

規制が適用されるのは、建て替えや新築を行う時です。現在の建物には適用されません。

制限の概略（準防火地域内の場合 1）



お住まいの地区の準防火地域はここです



準防火地域
「新たな防火規制」の導入を検討する区域

アンケート調査票

以下の設問について、当てはまる番号を選び、右のハガキの【回答欄】の数字に○を記入の上、切り取ってご返送ください。

● 設問1 ●
日ごろ、防災面での不安を感じていますか？
(1つ選択)

1. 感じる 2. 感じない
3. わからない

● 設問2 ●
「新たな防火規制」の導入は必要だと思いますか？
(1つ選択)
また、よろしければ回答欄にその理由をお書きください。

1. 必要である 2. 必要でない
3. わからない

● 設問3 ●
区域内に所有している不動産のタイプはどれですか？
(複数回答可)

1. 土地のみ
2. 一戸建て住宅（土地も所有）
3. 一戸建て住宅（借地）
4. 分譲マンション
5. 賃貸マンション・アパート
6. 店舗・事務所等（所有）
7. 店舗・事務所等（テナント）
8. その他
9. 所有していない

● 設問4 ●
「新たな防火規制」以外にも街づくりのルールは必要だと思いますか？
(1つ選択)

1. 必要である 2. 必要でない
3. わからない

● 設問5 ●
その他、街づくり等についてご意見があればお書きください。

(切り取り線)

アンケート調査票 【回答欄】

設問1	1	2	3			
設問2	1	2	3	【設問2】について、よろしければその理由をお書きください。		
設問3（複数回答可）	1	2	3	4	5	6
設問4	1	2	3			
設問5	その他、街づくり等についてご意見があればお書きください。					

(切り取り線)

よろしければご記入をお願いします。

ご住所: _____ 丁目 番 号

お名前: _____

経堂二・三丁目 宮坂三丁目地区